

＝尼崎市職員労働組合との交渉状況＝

論 矣

令和2年度第2号  
通算第577号  
令和2年10月23日

尼崎市総務局  
人事管理部給与課

## —令和3年度向け合理化等について—

### ◎日時・場所

令和2年9月30日（水）午後3時30分～午後5時（中央北生涯学習プラザ 学習室B・C）

### ◎交渉に先立っての発言（総務局長）

職員団体の皆様におかれては、これまでから、本市の市政運営上の課題や行財政改革の取組などに関して理解と協力をいただいていたところであるが、特に今年度は、新型コロナウイルス感染症禍にあって、各職場で様々な対応に尽力いただいていることについても、改めて感謝申し上げる。

この新型コロナウイルス感染症については、まだまだ収束の見通しが立っていない中で、今年度においては、3密対策を意識しながら労使交渉を行っていかねばならないこと、あるいは、国の人事院勧告の遅れに伴い、給与改定の内容や時期がいまだ不透明であることなど、引き続き、例年とは異なる事情にあることについて理解をいただくようお願いしたい。

いずれにしても、感染症への対応のほかにも、依然として進行する人口減少・高齢化への対応を始めとする様々な課題がある中で、これまでどおり労使が緊密に協議を行うことが大切であるとの考えに変わりはないので、よろしくようお願いしたい。

### ◎今回の交渉の主な目的

従前、合理化の取組については実施時期の半年前までに提案することを労使の間で確認してきていることから、今年度においても令和3年度実施に向けての事務事業の見直し等について提案を行った。

### ◎組合への提案

（提案メモ）令和3年度向けの合理化について

[別紙](#)

### ◎具体的な交渉内容

#### 1 令和3年度向け合理化について

##### 協議の要旨

当局から、令和3年度向け合理化提案項目の具体的内容について説明した後、協議を行った。

提案項目は、次のとおり。

- |                           |
|---------------------------|
| 1 道路橋りょう維持管理業務の見直し（都市整備局） |
| 2 公園維持管理業務の見直し（都市整備局）     |
| 3 自転車保管返還業務の見直し（都市整備局）    |
| 4 校務員業務の一部の見直し（教育委員会事務局）  |

組合の主張	当局の回答
<p>提案項目1～2について</p> <p>今回の委託の効果額は。</p>	<p>道路橋りょう維持管理業務の見直し及び公園維持管理業務の見直しについては、令和元年度からの委託分を含めて、効果額としては、ともにおおむね60万円程度を見込んでいる。</p>
<p>人件費の1人当たりの単価は。</p>	<p>令和元年度向けの予算編成方針に基づき、定年前職員でおおむね790万円程度、再任用短時間勤務職員でおおむね370万円程度である。</p>
<p>効果額はほとんどなく、むしろマイナス効果となるように感じる。また、委託で対応できない部分を直営でフォローしているような実態があるなど、メリットが感じられないが。</p>	<p>当局としても効果額の少なさについては課題として認識しているが、アウトソーシングの取組は財政効果だけを見定めたものではない。ただし、本市の財政状況を踏まえると、マイナス効果となるような取組は認められるようなものではなく、原局において、発注方法の工夫、内容の精査などを通じて、経費の圧縮を図っていると聞いている。</p> <p>また、前回のアウトソーシング後、職場の超過勤務時間は減少するなど、労働環境は改善されていると聞いている。</p>
<p>委託を進めるに当たっては、直営力の保持や技能労務職のキャリアを生かした配置を念頭に置いて、例えば他都市でも事例のある総合職の導入なども含めて対応を検討していただきたい。</p> <p>また、職員の意向を尊重し、行政職への転職ありきで取組を進めるようなことはしないでいただきたい。</p>	<p>現時点においては、他都市で事例のあるような総合職を設置する予定はないものの、引き続き、最終的な体制や行政職のポストにどういった整理が必要かということも含めて、検討を進めていくことを考えている。</p> <p>技能労務職のポストがなくなることに伴い、技能労務職のままの現所属への配置などに係る要望に対して100%の配慮をすることは難しいものの、その一方で、行政職への転職を前提としつつ、その中で直営力の保持などの面に一定の配慮を行いながら、支部協議を進めていくとの考えを原局からは聞いている。</p>

委託後も、現在利用している工事車両等は、そのまま残すようにしていただきたい。	緊急対応などで一定残していく必要があるとは思いますが、詳細は運用を検討する中で決めていくと原局からは聞いている。
市民サービスの低下が懸念されるのではないかと。	市としての取組である以上、市民サービスに支障がないよう取組を進めていく必要があると認識している。
<b>提案項目 3 について</b> 今回の委託の効果額は。	効果額については、おおむね 1,000 万円程度を見込んでいる。
人件費の 1 人当たりの単価は。	再任用短時間勤務職員のみでおおむね 370 万円程度である。
詳細は、支部協議の場で詰めていきたい。	当該業務に従事する非常勤OB事務員の高齢化などの問題もあるということも踏まえた無理のない提案と考えており、引き続き支部での協議をお願いしたい。
<b>提案項目 4 について</b> 今回の委託の効果額は。	今回提案している 10 校分の効果額としては、おおむね 1,100 万円程度を見込んでいる。
削減となるのは常勤職員だけか。	非常勤事務補助員も対象となる。
人件費の 1 人当たりの単価は。	定年前職員でおおむね 770 万円程度、非常勤事務補助員でおおむね 250 万円程度である。
今回の委託校 10 校を選定した理由は。	当初から 3 年間で 10~15 校を想定した取組であり、その範囲内での検討を行ってきたところ、今年度末の再任用期間満了者 1 人のほか、委託前からの再任用期間満了者、事務・技術学び期間希望者、転職試験受験者とこれから行う来年度向けの事務・技術学び期間希望者と今年度末の定年退職者の動向などを踏まえて選定した結果、10 校となったものと原局に確認している。
委託前からの再任用期間満了者の人数は。	令和元年度までに再任用期間を満了した者が 4 人である。
あまよう特別支援学校は特別な対応を迫られる場面が多く、偽装請負の懸念が特に高いのではないかと。	障害を持った児童・生徒に合わせた対応は、業務計画・完了報告や学校との協議において委託業者により対応可能であると原局からは聞いている。

いざ委託を実施すると、絶対に偽装請負が生じることになる。あまよう特別支援学校は、委託の対象から外すべきである。	組合の意見については、原局に伝えておく。
委託後のモニタリングの業務の実施方法は。	校務員業務については、尼崎市提案型事業委託評価表を用いて、所管課である職員課が受託者へのヒアリング等も通じてモニタリングを行い、協働推進課がとりまとめてホームページでの公表を行っているとしている。
要するに内部評価ということか。それではどうしても評価は甘くなる。保護者等の評価は、どのように確認しているのか。	原局に確認しておく。
校務員業務の委託については、新たに会議体を立ち上げて、その中で検証を行っていくと原局からは聞いていた。検証結果に係る協議なしに委託化の話は進められないと考えている。	検証の必要性については当局としても理解しており、新たに会議体をどうするかということではなく、いかに労使で検証に係る協議を進めていくかが重要と認識している。原局からは支部で一定の情報提供は行っていると聞いているところであるが、引き続き、検証を踏まえながら支部協議を進めていくことについて原局に働き掛けていく。
支部における情報提供は、非常に不十分なものであった。組合が求めているのは、会議体での検証である。	委託範囲を拡大するに当たって、既存の委託の検証が重要となることについては決して否定しない。新たな会議体を立ち上げるかどうかはともかく、支部において十分に協議を行うように原局に伝えておく。
選定された 10 校は、委託することを承諾しているのか。直営の体制を否定しているということか。	学校との協議、調整において、特段の支障は生じていないと原局からは聞いている。委託化は、直営の体制を否定するものではなく、より効率的な執行体制を構築するという趣旨を踏まえて進めるものである。
現在委託している 3 校の提案型事業委託制度は、いつまでか。	令和 3 年度末までの予定である。
今回選定された 10 校も、同じ業者に委託するのか。	そのとおりである。
今回の提案型事業委託制度では令和 3 年度までとのことであるが、最終的には全校委託する予定か。	平成 27 年度のアウトソーシングの方針に基づいて、最終的には全校委託する予定であるが、具体的な内容は今後の検討事項である。
<b>その他</b> 今回公営企業局では合理化提案はないのか。	ないと聞いている。

## 課題解決への方向性

今後支部協議を中心に進めていくこととした。

## 2 その他

組合の主張	当局の回答
<b>新転職制度について</b> これまで配置されていた所属で事務・技術学び期間を過ごすことはできないのか。	事務・技術学び期間の配置については、人事異動の中で行っていくことになるため、全員をそのようにすると保障することはできない。
転職希望者がいない場合は、どうするのか。	転職希望の状況を見つつ、人事異動の中で調整していくことになる。
事務・技術学び期間2年目に病気休職となり、試験を受けられなかった場合は、どのようなになるのか。	一旦技能労務職のポストに戻り、再度チャレンジしていただくことになる。
元の職場がアウトソーシングでなくなっている場合、別の技能労務職場に過員配置するということか。	現時点において過員は考えておらず、人事異動の中で調整をしていく考えである。
<b>定数調整の考え方について</b> 次年度向け予算編成方針の中で、定数調整に関する局枠配の考え方が示されている。これまで業務量に見合った定数配置を実施してきたにもかかわらず、今回このような手法をとった趣旨は。	今後増大する行政需要に安定的に対応していくには、必然的に業務量は増加の一途をたどることとなるが、その一方で、職員数を増加させ続けることも困難な状況になってきているため、まずは、既存の事務・業務を各部局において業務改善、事務事業の縮小・休廃止などに取り組んでいただくなどといった趣旨である。
職員数全体を削減するのか。	単純に職員数を削減するというものではなく、新たに体制強化が必要な取組等へ重点的に配分しようとするものである。
業務内容等を精査し、定数を査定すべき行政管理課機能が皆無としか言えない方針には、組合としては反対である。	行政管理課の役割としては、今回提案しているようなアウトソーシングの取組や、新規拡充事業などをどのように定数の増減に反映するかについての精査や組織改正など、その機能がなくなるものではない。このような意見があったことは、行政管理課に伝えておく。

以上  
(給与課)



令和3年度向けの合理化について（メモ）

R2.9.30

1 道路橋りょう維持管理業務の見直し（都市整備局）

(1) 目的

業務執行体制の見直しに係る方向性を踏まえ、令和元年度から実施している道路橋りょう維持管理業務の一部に係る民間委託化について、更なる執行体制の見直しを行うもの

(2) 実施内容

市内道路の舗装・補修、緊急対応等の業務について、令和元年度から市域の半分程度を民間委託の対象としているが、令和3年度から同業務の民間委託の対象範囲を市域全域に広げる。

(3) 実施時期

令和3年4月1日

(4) 人員

正規職員 ▲3人

短時間勤務職員 ▲1人

2 公園維持管理業務の見直し（都市整備局）

(1) 目的

業務執行体制の見直しに係る方向性を踏まえ、令和元年度から実施している公園維持管理業務の一部に係る民間委託化について、更なる執行体制の見直しを行うもの

(2) 実施内容

市内公園の清掃、除草、樹木剪定、遊具の補修、街路樹の維持管理等の業務について、令和元年度から市域の半分程度を民間委託化の対象としているが、令和3年度から同業務の民間委託の対象範囲を市域全域に広げる。

(3) 実施時期

令和3年4月1日

(4) 人員

正規職員 ▲3人

短時間勤務職員 ▲1人

3 自転車保管返還業務の見直し（都市整備局）

(1) 目的

自転車保管所の撤去業務について、本市の業務執行体制の見直しにおける考え方や、同業務の担い手の高齢化の状況を踏まえ、執行体制の見直しを行うもの

(2) 実施内容

自転車保管所での返還に係る業務（返還料の徴収、返還料の銀行への収納、苦情対応等）について、放置自転車対策業務を一括委託している駐輪場指定管理者に委託を行う。

(3) 実施時期

令和3年4月1日

(4) 人員

短時間勤務職員 ▲6人

4 校務員業務の一部の見直し（教育委員会事務局）

(1) 目的

業務執行体制の見直しに係る方向性を踏まえ、校務員業務（校務員が担う学校の環境の整備その他の用務）の一部について効率化を図るもの

(2) 実施内容

成文小学校、立花北小学校、武庫東小学校、園田東小学校、日新中学校、小田中学校、立花中学校、武庫中学校、園田東中学校及びあまよう特別支援学校の校務員業務について委託を行う。

(3) 実施時期

令和3年4月1日

(4) 人員

正規職員 ▲10人

以上  
(給与課)